

平成30年7月31日

各 部 局 長 殿

学 長  
榎 野 博 史

被災復旧休暇の特例延長措置の変更について（通知）

平成30年7月13日付け学長通知「被災復旧休暇の特例延長措置について」により、平成30年7月豪雨による被害に係る被災復旧休暇の承認期間を特例的に連続して20暦日の範囲内の期間として運用する旨通知したところですが、当分の間、この休暇については、休暇承認日から連続して20暦日を超えた場合であっても、現住居の復旧作業等を行うときは、当該休暇を承認することができることとしましたので、関係職員への周知方よろしくお取り計らい願います。

【本件担当；総務・企画部人事課  
岡田，影山，山本（086-251-7023,7029）】